

社会福祉法人茨木厚生会

介護職員等特定処遇改善加算等に基づく取り組みの公表について

社会福祉法人茨木厚生会では、介護職員処遇改善加算に加えて介護職員等特定処遇改善加算を積極的に取り入れて、職場環境の向上と、職員の方々の更なる待遇向上に取り組んでおります。

介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

【賃金改善要件】

*従来の介護職員処遇改善加算とは別に、本加算の算定見込額を上回る賃金改善計画を策定し、すべての職員に周知し、大阪府知事に届け出ていること。
また、事業年度ごとに本加算の算定額に相当する賃金改善を実施し、実績を大阪府知事に届け出ること。

【現行加算要件】

*従来の介護職員処遇改善加算(1)(2)(3)のいずれかを算定していること。

【職場環境等要件】

*賃金改善以外の処遇改善の取組について「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
(令和3年度は、3つの区分から1つ以上の取組)

【見える化要件】

*介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた公表を行っていること(令和3年度は要件とされない)

【介護福祉士の配置等要件】

*サービス提供体制強化加算(1)又は(2)の区分の届出をしていること。
ただし、以下のサービスについては、それぞれの要件の加算を届出していること。
介護保険施設サービス・日常生活継続支援加算(1)もしくは(2)又はサービス提供体制強化加算(1)もしくは(2)

以上の算定要件を踏まえて、社会福祉法人茨木厚生会の介護職員等特定処遇改善加算の取得状況の公開と、職場環境改善の取り組みについて以下の通りに公表いたします。

【介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの対象サービス】

- *特別養護老人ホーム聖和荘<入所・短期入所(介護予防含む)>
- *葦原老人デイサービス<総合事業含む>
- *小規模多機能ホーム水尾の家<介護予防含む>

【経験・技能のある介護職員の考え方】

- *次の条件によりA~Cグループに決定し、勤務時間に比例して支給する。
A 介護福祉士資格を所持し、当法人と他法人を合わせて勤続9年以上介護職として勤務している職員 また、9年未満であっても副主任以上の職員も含める。

- B A以外の介護職員。
- C 看護師、栄養士、調理員、送迎職員、介護補助を対象とする。

【賃金改善を行う給与の種類】

*賞与（一時金）※9月と年度末（3月）に実施

職場環境要件の提示

*見える化要件に基づき、特定加算の取得状況を報告したうえで、職場環境等要件に関する具体的な取り組み内容を下記に掲示致します。
社会福祉法人茨木会では、次の各項目について取り組みをしています。

『入職促進に向けた取組』

*働他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

『資質の向上やキャリアアップに向けた支援』

*働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

『両立支援・多様な働き方の推進』

*有給休暇が取得しやすい環境の整備

『腰痛を含む心身の健康管理』

*事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

『生産性向上のための業務改善の取組』

*タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
*高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化

『やりがい・働きがいの醸成』

*ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

『その他』

*中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等）

その他にも、非正規職員から正規職員への転換を行うなど、より職員の方々が働きやすいと思える環境を目指して組んでいます。

以上